

## スマホのワンクリック請求 連絡せず相手にしない

4月は新生活を機に、スマートフォンなどの通信端末を初めて手にする利用者が多い季節です。便利な半面、意外な「怖さ」も付きまとうスマートフォン。今回は巧妙な手口による不当請求・架空請求に関しての事例と対処方法を紹介します。

- ▼アダルト関連のスマートフォンアプリをダウンロードして「18歳以上」をタップすると、「登録完了」という画面と料金が表示された。同時にシャッター音が鳴った。自分の顔が撮影されているのかもしれない上、端末のIPアドレスなども表示されており放置するのが怖い。(20代 会社員)
- ▼デジタルコンテンツ事業者から未納料金があるというメッセージが届き、電話すると約20万円を請求された。指示に従ってコンビニで購入したプリペイド型電子マネーの番号を伝えたが、翌日さらに約38万円を追加請求された。(50代 会社員)
- ▼いろいろなウェブサイトを見ているうちに、アダルトサイトに入ってしまった。サンプル動画のダウンロードで「はい」のボタンをクリックしたところ、利用料として8万5千円の請求画面が出て、張りついて消えなくなった。入金しないと消えないのだろうか。(10代 学生)

上記のように最近の手口は、シャッター音を起動させたり、あるいは、あたかも個人を特定できそうな仕掛けをしたり、また、実在するサイト名をかたって請求めいた通知をよこすなど多様化しています。

ワンクリック請求に関しては、ほとんどの事例において本当に代金を支払う義務が生じていることはありません。不安に対処するためにお金を払っても何の解決にもなりません。架空請求に関しても、身に覚えがない、あるいは何の請求を受けているのか具体的な明細が書かれておらず、契約者を特定する情報の記載もないのであれば、相手にしないのが最善です。いずれの場合も、契約の詳細が分かる請求が届くまでは、こちらから連絡をとることは避けましょう。さまざまな新手の仕掛けにより判断がつかない場合や、少しでも不安を感じるようであれば、まずは最寄りの消費生活センターに相談されることをお勧めします。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや!)

※ ☎(局番なし)188は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。